

各 位

令和4年3月11日
大阪シティ信用金庫
理事長 高橋 知史

不祥事件の発生のお知らせとお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら当金庫におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。
社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関といたしまして、このような不祥事件が発生させ、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から当金庫をご愛顧いただいております地域のお客さま、会員の皆さま、ならびに関係者の皆さま方に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事故者 | 職員（30歳代 男性 渉外担当） |
| (2) 発生店舗 | 生野中支店、深江橋支店 |
| (3) 事件の内容 | お客さまからお預かりした現金を着服し、費消・流用しておりました。 |
| (4) 事故金額 | 14先 534万円（実損額 305万円） |
| (5) 発覚日 | 令和4年2月17日（木） |
| (6) 発覚の経緯 | 被害に遭われたお客さまからお問い合わせがあり、内部調査をした結果、本件が発覚しました。 |
| (7) 発生期間 | 令和2年11月～令和4年2月 |

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事件の事実関係を個別にご説明したうえで深くお詫び申し上げ、被害金額の全額について当金庫から弁済させていただいております。また、同金額については、後日、親族から弁済を受けております。

3. 関係機関への届出・報告等

本件発覚後、直ちに法令に基づく監督官庁等への報告を行うとともに、警察にも通報しております。

4. 人事処分

事故者は、令和4年2月28日付で懲戒解雇処分といたしました。役員及び関係者につきましても責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行ってまいります。

5. 今後の対応

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題として法令等遵守態勢の確立に取り組んでおりますが、今回の事件を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、今後このような事態を二度と起さず、地域の皆さまの信頼を回復できるよう、全役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

本件につきましてお気づきの点がございましたら、下記までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

《本件に関する受付窓口》

大阪シティ信用金庫 総務部広報室 花田、中村

電話番号 06-6201-2883 <土・日・祝日を除く 9:00～17:00>